

シンガポールの仲裁

シンガポール - 圧倒的なインフラと通信基盤を擁する
ダイナミックな国際都市国家



シンガポールの強み

- 独立かつ中立な第三国を仲裁地とすることができます。シンガポールは現在、公務員や政治家の廉潔性を示す腐敗認識指数(CPI)で、世界第3位にランキングされています。
- 法律的・技術的な専門性の高さに加え、語学が堪能であるという多文化社会ならではの強みがあります。
- 東南アジアの中心に位置し、185都市へ週4000便の定期便が就航しています。
- 7000社を超す多国籍企業が構える世界に開かれた経済・ビジネス環境を提供します。
- UNCITRALモデル法を基礎とするシンガポールの国際商事仲裁法は、国際的に承認された仲裁法規を取り入れるべく定期的に改正されています。
- 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(通称1958年ニューヨーク条約)に加盟しています。シンガポールでの仲裁判断は、140カ国を超える国々で執行することができます。
- 法の支配が強く根付いています。その伝統を支える法曹は高いスキルを有し、国際的な調査においてもトップランクの評価を得ています。
- 裁判所は、最大限の支援と最小限の介入を旨とし、国際仲裁の当事者に対して首尾一貫したフルサポートを提供しています。
- 当事者は、国籍に関係なく好きな弁護士に仲裁手続を委任することができます。
- 外国の法律事務所がシンガポールの仲裁案件について受任や助言をすることは一切制限されていません。
- 非居住者であっても、シンガポールで仲裁業務を行うために就労許可を得る必要はありません。
- 一流の設備とサービスにより仲裁業務をサポートします。マクスウェル・チャンバーズは、紛争解決に関するアジア最大の総合施設で、最先端の法廷設備を備えています。
- 他の主要な仲裁センターに比べ、コストを低く抑えることができます。

SIAC

Singapore International Arbitration Centre

シンガポール国際仲裁センター

連絡先

住所: 32 Maxwell Road

#02-01

Singapore 069115

電話: 65 6221 8833

ファックス: 65 6224 1882

ウェブサイト: www.siac.org.sg

メール: corpcomms@siac.org.sg

SIACを選ぶ理由

仲裁判断の執行について数々の実績を有し、高い評価を得ている中立的仲裁機関

シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre、以下SIAC）は、1991年に非営利・非政府組織として設立されて以来、世界中の企業に中立的な仲裁サービスを提供し、確固たる実績を築いてきました。SIACの仲裁判断は、オーストラリア、中国（香港）、インド、インドネシア、米国を始めとするニューヨーク条約加盟国の裁判所において執行されてきました。

世界を視野にいれた国際組織

- SIACの理事会は、オーストラリア、インド、韓国、シンガポール、スイス、英国及び米国といった世界のトップレベルの仲裁弁護士で構成されています。それによりSIACには、大陸法系及び英米法系の両法域における知見という強みがあります。
- 各国の国際仲裁の第一人者から成る諮問委員会が理事会をサポートしており、現状の課題及び今後の発展について、専門知識に根付いたアドバイスをこなっています。
- SIACの仲裁人名簿には、31の法域から集まった320人を超える国際色豊かで経験豊富な仲裁人が登録されています。
- SIACの事務局は、中国、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポール、英国及び米国の弁護士資格を有する経験豊かな弁護士で組織されています。このようなチーム構成となっているため、利用者のグローバルビジネスの状況がその運営に反映されています。
- SIACが取り扱う案件の85%は国際的な案件です。2009年に受理した新規案件のうち45%は、シンガポールと関わりのない当事者にかかる仲裁案件でした。
- SIACの規則は、国際仲裁界をリードする実務家が、利用者として協議・検証しながら制定されたもので、大陸法と英米法の双方の視点を取り入れたものとなっています。

SIACによる効率的な紛争解決

- SIACの定める規則は、十分な検証を経て確立したものであるため、仲裁手続が戦術として遅延又は妨害されるリスクが生じにくいものとなっています。
- SIACは、当事者がSIAC規則及びUNCITRAL規則に基づいて合意することができない場合、又は特殊な事案であるために合意することが困難な場合には、自ら仲裁人を選定します。SIACによる選定は、仲裁人の専門知識、属性及び実績に基づいて行われます。
- SIACの仲裁人名簿へ登録するにあたっては、厳しい基準が課されています。仲裁人の質を維持することにより、異議申立てや手続の遅延といった事態が生じないように努めています。
- 仲裁人の選定条件に関する交渉及び確定は、SIACが行います。
- 常勤のスタッフが、以下の事項を含め、仲裁にかかると一切の金銭面の管理を行います。
 - ・ 定期的な会計報告
 - ・ 仲裁費用預託金の回収
 - ・ 法廷手数料及び費用の処理
- SIACは、公表されているガイドラインに沿った透明性の高い方法で、案件の金銭面の管理を行っているため、代理人が、仲裁手続に要する費用の正確な見積もり及び必要期間、並びに各手続毎の費用をクライアントに伝えることが可能です。
- 審問は、14の審問室と12の会議室を備えるマクスウェル・チャンバーズの最先端の施設で行われます。そのため、物品、設備及びサービスに関する手配はすべてSIACが行います。
- SIACは案件の進行を管理・監督していますので、進捗が当事者の協力だけに委ねられるということはありません。
- SIACは、仲裁判断を精査することにより、執行の問題が生じないようにしています。
- SIACの管理手数料は、他の主要な国際仲裁機関と比べて遜色のないものとなっています。



“SIACの仲裁人名簿には、31の法域から集まった320人を超える国際色豊かで経験豊富な仲裁人が登録されています。”



連絡先
住所: 32 Maxwell Road
#02-01
Singapore 069115
電話: 65 6221 8833
ファックス: 65 6224 1882
ウェブサイト: www.siac.org.sg
メール: corpcomms@siac.org.sg





管理手数料(通貨: シンガポール・ドル)

係争額	管理手数料
50,000以下	3,250
50,001以上100,000以下	3,250 + 50,000を超える額の2%
100,001以上500,000以下	4,250 + 100,000を超える額の1%
500,001以上1,000,000以下	8,750 + 500,000を超える額の0.75%
1,000,001以上2,000,000以下	12,750 + 1,000,000を超える額の0.5%
2,000,001以上5,000,000以下	18,250 + 2,000,000を超える額の0.25%
5,000,001以上10,000,000以下	26,500 + 5,000,000を超える額の0.125%
10,000,001以上50,000,000以下	33,500 + 10,000,000を超える額の0.075%
50,000,001以上	66,500 (上限)

仲裁人手数料

この仲裁人手数料表は、2010年7月1日から有効です。この表に基づいて計算された手数料は、仲裁人一人当たりの金額です。通貨は全てシンガポール・ドルです。

係争額	仲裁人手数料
50,000以下	5,500
50,001以上100,000以下	5,500 + 50,000を超える額の12%
100,001以上500,000以下	12,000 + 100,000を超える額の5.5%
500,001以上1,000,000以下	35,000 + 500,000を超える額の4.00%
1,000,001以上2,000,000以下	59,000 + 1,000,000を超える額の2.00%
2,000,001以上5,000,000以下	81,000 + 2,000,000を超える額の1.00%
5,000,001以上10,000,000以下	120,000 + 5,000,000を超える額の0.5%
10,000,001以上50,000,000以下	148,000 + 10,000,000を超える額の0.25%
50,000,001以上80,000,000以下	263,000 + 50,000,000を超える額の0.10%
80,000,001以上100,000,000以下	297,000 + 80,000,000を超える額の0.075%
100,000,001以上	314,000 + 100,000,000を超える額の0.06%



連絡先
住所: 32 Maxwell Road
#02-01
Singapore 069115
電話: 65 6221 8833
ファックス: 65 6224 1882
ウェブサイト: www.siac.org.sg
メール: corpcomms@siac.org.sg



Where The World Arbitrates

SIAC

シンガポール国際仲裁センターでは、効果的かつ効率的に紛争解決を行います。利便性の高いシンガポールに拠点を構え、仲裁人名簿には、世界各国で活躍する、法務・商事関連の有識者から選ばれた280人以上の仲裁経験者を揃えており。この中には、日本人はもちろんのこと、日本語や日本のビジネス文化に、詳しい仲裁人も含まれています。当事務局ではアジアにおける主要国や英米圏で資格を持つ弁護士もメンバーに含まれており、仲裁手続の管理を効率よく行うことにより、仲裁人が紛争の実体的論点に集中できる仕組みになっています。現地のビジネス文化や業界の知識に詳しい仲裁人、コスト効果の高い当センターの仲裁料金、並びに当事務局の高度な案件管理能力を兼ね備えることで、質に妥協することなく行き届いた仲裁費用の管理をすることができます。仲裁にあたっては、これまで以上に多くの方々がシンガポール国際仲裁センターを利用されるようになってきました。その理由については、www.siac.org.sg を一度ご覧になってください。



シンガポール国際仲裁センター標準条項

この契約からまたはこの契約に関連して生じるすべての紛争は、その存在、効力あるいは終了に関する問題を含め、シンガポールにおいて仲裁に付託し、シンガポールにおいて仲裁により最終的に解決されるものとし、その仲裁にあたっては、現に実施中のシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（以下「SIAC仲裁規則」という）に従うものとし、その規則を本条項に援用するものとする。

仲裁廷は _____ *名の仲裁人により構成される。

仲裁に使用する言語は _____ とする。*奇数を挿入する。一または三を挿入すること。

Singapore International Arbitration Centre

32 Maxwell Road
#02-01 Singapore 069115
T: (65) 6221 8833 F: (65) 6224 1882
E: corpcomms@siac.org.sg